

令和2年11月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和2年11月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和2年11月25日(水)午後1時30分から午後1時55分

2 開催場所 胎内市庁舎 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会長	1番	花野 隆雄	会長代理	2番	水澤 正明
委員	3番	忠 貞夫	委員	4番	榎本 太
委員	5番	森田 謙	委員	6番	田村 信秀
委員	7番	南波 雅子	委員	8番	緒形 文一
委員	9番	馬場 勝	委員	10番	西奈美 公平
委員	11番	川上 勝之			
委員	13番	今井 輝子	委員	14番	阿部 実

農地利用最適化推進委員(7人)

委員	中条	15番	志村 政美	委員	中条	16番	佐藤 隆
				委員	乙	18番	安城 守英
委員	築地	19番	白塚 幸二	委員	築地	20番	小熊 威
委員	黒川	21番	今井 明	委員	黒川	22番	小野 金一

4 欠席委員(2人)

委員	12番	松村 智	委員	乙	17番	小泉 正
----	-----	------	----	---	-----	------

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 耕作放棄地の農地・非農地の判断について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：榎本富夫、係長：高橋知也、主任：佐藤豊

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和2年11月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、8番緒形文一委員、9番馬場勝委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、10月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>10月31日から11月24日まで、人・農地プランの見直しに係る座談会が、柴橋集落ほか11会場で開催され、12名の委員に出席していただきました。</p> <p>11月13日、草野地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、阿部委員、志村委員に案件を審査していただきました。</p> <p>11月16日から17日まで、農業委員研修旅行が開催され、18名の委員が参加されました。</p> <p>11月18日、11月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様は案件を審査していただきました。</p> <p>11月19日、新潟県農業委員会大会が燕三条地場産業振興センターで開催され、会長と南波委員が出席してございます。</p> <p>11月24日、高畑地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、榎本委員、白塚委員に案件を審査していただきました。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により、加賀新地内の田について売り渡すもので、面積は合計430㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円です。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、6番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p>

	<p>去る11月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>第2号議案は、宅地拡張のための転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、江尻地内の休耕畑において、宅地を拡張するための転用であり、令和2年10月13日に農業振興地域整備計画の農用地区域の除外済であります。申請面積は121㎡であります。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、6番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、宅地拡張のための転用が1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、採決のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 2 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、美容室建築及び駐車場のための転用が 1 件、住宅建築のための転用が 1 件、宅地拡張のための転用が 1 件、太陽光発電施設のための転用が 1 件、車庫建築及び駐車場のための転用が 1 件、住宅物置及び駐車場、車庫建築のための転用が 1 件の、計 6 件であります。</p> <p>1 番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の畑において、美容室建築及び駐車場を整備するための転用であり、申請面積は 271 m²、建築面積は 96 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、都市計画用途地域である西本町地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用であり、申請面積は 216 m²、建築面積は 73.25 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、築地地内の休耕畑において、宅地を拡張するための転用であり、4 番の案件の転用申請をするために周辺を調査した結果、許可を受けずに譲受人の宅地を拡張していたことが判明したため、転用許可に至ったものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は 309 m²、贈与であります。</p> <p>4 番の案件は、築地地内の畑において、太陽光発電施設を設置するための転用であり、申請面積は 1,588 m²、土地売買価格は〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。</p> <p>5 番の案件は、長橋地内の休耕田において、車庫建築及び駐車場を整備するための転用であり、申請面積は 313 m²、建築面積は 36.71 m²、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>6 番の案件は、乙地内の休耕田及び休耕畑において、住宅物置及び駐車場、車庫建築</p>

	<p>を建築するための転用であり、令和2年10月13日に農業振興地域整備計画の農用地区域の除外済であります。申請面積は678㎡、建築面積は122.30㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>第3号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>3ページ及び4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、6番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第3号議案は、美容室建築及び駐車場のための転用が1件、住宅建築のための転用が1件、宅地拡張のための転用が1件、太陽光発電施設のための転用が1件、車庫建築及び駐車場のための転用が1件、住宅物置及び駐車場、車庫建築のための転用が1件の、計6件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第3号議案は、県農業会議に諮問せず許可することに賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第3号議案は、採決のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>この第4号議案は、利用権設定について審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p> <p>議案書5ページをお願いします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、労力不足により中間管理機構と賃借権を新規に設定す</p>

	<p>るものが3件、労力不足等により賃借権を新規に設定するものが7件、労力不足により賃借権を再設定するものが14件の、計24件であります。</p> <p>1番から3番は、農地中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円から28,000円であります。</p> <p>4番から6番は、労力不足により、認定農業者に5年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から16,000円であります。</p> <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>7番から10番は、規模拡大等により、認定農業者等に3年間から10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は9,700円から14,000円あります。</p> <p>11番から12番は、労力不足により農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円あります。</p> <p>議案書7ページをお願いします。</p> <p>13番から18番は、労力不足により農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円あります。</p> <p>議案書8ページをお願いします。</p> <p>19番から20番は、労力不足により農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は10,000円あります。</p> <p>21番から24番は、労力不足により認定農業者等に3年間から5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ41kgからコシヒカリ60kgであります。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の事前審査結果について、6番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定は、労力不足により中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが3件、労力不足等により賃借権を新規に設定するものが7件、労力不足により賃借権を再設定するものが14件の、計24件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会ではいずれの案件も承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
4番	<p>一つ確認ですが、11番の方と12番の代表は同じ住所ですが同じ人なのか、教えてください。</p>
事務局	<p>11番と12番ですが、確認しましたところ11番の名前が正しいですので、ご訂正を</p>

	<p>お願いします。</p>
議長	<p>この他に質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 4 号議案の利用権設定について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 4 号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。 次に、第 5 号議案「耕作放棄地の農地・非農地の判断について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 5 号議案をご説明いたします。 議案書 9 ページをお願いします。 1 番から 5 番は、農地パトロールにより耕作放棄地の B 分類と判定された農地であります。 1 番は歙江地内の田 2 筆で面積は 1,425 m²。2 番は坂井地内の田 8 筆で面積は 1,702 m²。3 番は下館地内の畑 2 筆で面積は 878 m²。4 番は下館地内の農地 7 筆で面積は 4,055 m²。5 番は笹口浜地内の田 1 筆で面積は 1,992 m²であります。 いずれの案件も現況は原野化しており、農地への復元は困難であると考えられます。 第 5 号議案は、農地法の対象となる農地ではないものと考えられることから、農地に該当しない「非農地」として判断し、ご提案いたしました。 10 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 5 号議案の事前審査結果について、6 番田村信秀事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>それでは、ご報告いたします。 第 5 号議案について、詳細につきましては事務局説明のとおりであり、当案件はいずれも原野化し、農地に復元することが著しく困難と認められることから、事前審査会では「非農地」とであると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 5 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>

議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 5 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「非農地」として判断することに、賛成の委員は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第 5 号議案は「非農地」と判断することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 2 年 11 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和2年11月25日

議 長 _____

8 番 _____

9 番 _____